

○小美玉市共催等名義の使用承認に関する事務取扱要綱

平成18年12月19日

告示第164号

改正 平成19年 6月11日告示第85号

平成19年 8月22日告示第123号

平成21年 7月30日告示第147号

平成30年 3月30日告示第63号

(趣旨)

第1条 この告示は、市の共催、後援、協賛及び推薦(以下「共催等」という。)の名義の使用承認(以下「名義使用の承認」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 主催者と共同で、事業の企画又は運営に参画し、その事業を実施する中で、共同主催者として責任の一部を分担すること。
- (2) 後援 主催者の行う事業の趣旨に賛同し、その開催を援助すること。
- (3) 協賛 主催者の行う事業に賛意を表すこと。
- (4) 推薦 映画、演劇、図書等の趣旨及び内容等について市が積極的に市民へ普及を促したいと認めること。

(使用できる名義)

第3条 共催等において使用を承認する名義は、「小美玉市」とする。

(主催者の承認基準)

第4条 名義使用の承認を行う事業(以下「承認等事業」という。)は、次の各号のいずれかに該当する主催者が行うものでなければならない。

- (1) 国、地方公共団体及び公共的団体
- (2) 公益法人及びこれに準ずる団体

- (3) 報道機関，学術研究機関
- (4) 前各号に定めるもののほか，市長が認めた団体  
(事業の承認基準)

第5条 承認等事業は，次の各号に掲げる要件を満たしているものでなければならない。

- (1) 教育，学術，スポーツ，地域振興及び市民福祉の向上に寄与するもの
- (2) 公益性があること。
- (3) 法令等に基づく市の行政運営に反しないものであること。
- (4) 特定の宗教的又は政治的色彩を有しないこと。
- (5) 公序良俗に反しないものその他社会的な非難を受けるおそれのないもの
- (6) 開催，開設の場所は，公衆衛生，災害防止等について，十分な設備及び措置が講じられていること。
- (7) 主催者が入場料，参加料又は出展料等を徴収する事業にあつては，事業内容及び割引等を勘案し適正な額であると認められるもの
- (8) 小美玉市内が開催地であること。ただし，市民の幅広い参加が期待できるもの又は本市のイメージアップが期待できるものはこの限りではない。
- (9) 世論が大きく分かれており，そのどちらか一方に対し，市が支持又は支援等をしているかのような誤解を招くおそれのないもの  
(申請の手続き等)

第6条 名義使用の承認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は，小美玉市共催等名義使用申請書(様式第1号)に事業の目的及びその計画を明らかにする書類を添付して，事業実施の1月前までに市長に申請しなければならない。

- 2 定期的に実施する事業であっても，その都度申請の手続きを行うこと。  
(決定)

第7条 市長は，前条の申請があつたときは，その内容を審査のうえ，その諾

否を決定し小美玉市共催等名義使用決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

2 前項の承認に際して、当該事業の内容等により条件を付すことができる。

(承認期間)

第8条 名義の承認期間は、6月以内とする。ただし、事業の性質上やむを得ないものとして市長が特に認めた場合は、この限りではない。

(承認の取消し)

第9条 市長は名義使用の承認を受けた者(以下「事業実施者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、名義使用の承認を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請により承認を受けたとき。

(2) 承認の基準を満たさなくなったとき。

(3) 承認の条件を履行しなかったとき。

(4) その他共催名義等の使用にふさわしくないと認められる行為があったとき。

2 前項により承認を取り消したときは、小美玉市共催等名義使用承認決定取消通知書(様式第3号)により当該事業実施者に通知するものとする。

(事業報告)

第10条 事業実施者は、事業終了後1月以内に事業実施報告書(様式第4号)を提出しなければならない。

(事務の処理等)

第11条 名義使用の承認に係る事務は、当該事業を所管する課等又はそれらの内容に密接に関連する事務を分掌する課等(以下「所管課」という。)において処理するものとする。

2 第7条の決定については、市長公室秘書政策課に合議するものとする。

3 承認なくして名義を使用された場合は、所管課において必ず警告を発すること。

(委任)

第12条 この告示に定めるほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年告示第85号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年告示第123号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年告示第147号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年告示第63号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

小美玉市長 様

申請者(団体名)

住所 〒

代表者氏名

連絡先



小美玉市共催等名義使用申請書

次の事業について、共催等名義の使用をお願いしたいので申請します。

記

1 事業名

2 目的及び内容

3 開催日時 年 月 日 午前・午後 時 分から  
年 月 日 午前・午後 時 分まで

4 開催場所

5 対象者、人数

6 申請区分 共催 後援 協賛 推薦

7 入場料等の有無 有・無 金 額 \_\_\_\_\_

8 他の共催、後援 有・無 共催団体名 \_\_\_\_\_  
団体の有無 後援団体名 \_\_\_\_\_

9 承認名義を使用する物 ポスター・チラシ・パンフレット・その他( )

10 備考

\*事業計画書等その詳細を明らかにする書類を添付すること。

様式第2号(第7条関係)

第 号  
年 月 日

様

小美玉市長  
(

印  
課扱)

小美玉市共催等名義使用決定通知書

年 月 日付けで申請のあったことについて、次のとおり決定したので通知します。

記

1 承認

(1) 事業名

(2) 開催日時 年 月 日 午前・午後 時 分から  
年 月 日 午前・午後 時 分まで

(3) 開催場所

(4) 承認条件

- ・申請後事業計画に変更があった場合は、直ちに届け出ください。
- ・事業が終了した場合は、速やかに事業実施報告書を提出してください。

(5) 備考

2 不承認

理由：

様式第3号(第9条関係)

第 号  
年 月 日

様

小美玉市長  
(

印  
課 長)

小美玉市共催等名義使用承認決定取消通知書

年 月 日付け第 号により決定した名義使用の承認を、次の理由により取り消したので通知します。

記

1 事業名

2 開催日時 年 月 日 午前・午後 時 分から  
年 月 日 午前・午後 時 分まで

3 開催場所

4 取消の理由

5 備考

様式第4号(第10条関係)

年 月 日

小美玉市長 様

事業実施者名  
連絡先住所 〒

㊦

事業実施報告書

年 月 日付け第 号により決定を受けた承認事業について、次のとおり実施したので報告します。

記

- |         |                        |       |    |     |
|---------|------------------------|-------|----|-----|
| 1 承認の内容 | 共催                     | 後援    | 協賛 | 推薦  |
| 2 事業名   |                        |       |    |     |
| 3 開催日時  | 年 月 日                  | 午前・午後 | 時  | 分から |
|         | 年 月 日                  | 午前・午後 | 時  | 分まで |
| 4 開催場所  |                        |       |    |     |
| 5 参加者数  |                        |       |    |     |
| 6 事業の成果 |                        |       |    |     |
| 7 添付書類  | 1 収支決算書(入場料・参加料等のある場合) |       |    |     |
|         | 2 その他関係書類              |       |    |     |
| 8 備考    |                        |       |    |     |



様式第 1 号(第 6 条関係)

様式第 2 号(第 7 条関係)

様式第 3 号(第 9 条関係)

様式第 4 号(第10条関係)